

○本庄市地域福祉審議会条例

平成 28 年 12 月 27 日

条例第 35 号

改正 令和 2 年 1 月 6 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく本庄市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び地域福祉の推進に必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理及び点検評価に関すること。
- (3) 計画の推進に係る調査研究に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 保健医療の関係者
- (4) 地域団体の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第3条第2項の規定による審議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。
(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成

18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画審議会委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

附 則（令和2年1月6日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表地域福祉計画審議会委員の項中「地域福祉計画審議会委員」を「地域福祉審議会委員」に改める。